

パブリックコメントの結果について

実施期間: 令和5年11月11日～令和5年12月10日

No.	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
		変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
1	「大井町駅周辺の整備について」 大井町駅周辺は、災害時に帰宅困難者の滞留などにより大きな混乱が生じると考えられる。また、避難や移動路の確保、延焼防止策などが必要である。大井町駅周辺の整備が急務である。	有	具体的な方針は以下に記載済み 品川区まちづくりマスタープラン (令和5年3月) 【32頁、129頁、132～134頁】 大井町駅周辺地域まちづくり方針 (令和2年11月) 【6頁、11頁】 上記に加え、計画本文(第1編 総則 第3章「品川区の現況」)に、まちづくりマスタープランについての考え方を追記。	大井町駅周辺のまちづくりにおいては、土地の利用転換や区庁舎再編により、老朽化施設の適切な更新や安全な避難動線の確保を実現し、防災・災害対策拠点として区民・就業者・来街者の安全を確保するなど、安全な生活を守る防災機能の強化を図っていきます。
2	「品川区防災地図に雨水の流れ図を追加してほしい」 品川区防災地図に、台風や大雨時、道路冠水が想定される箇所への雨水の流れを示した図を追加してはどうか。水害を防止することにつながる。	無	品川区防災地図において、正確な雨水の流れを把握することは困難であるが、地区防災計画の作成を支援する際に、風水害を含む地域のリスクを踏まえた情報を提示することを検討。	品川区防災地図において、正確な雨水の流れを記載することは困難です。 しかし、区では、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、今後、地区防災計画の作成を支援していくこととしています。 区民のみならず、地区防災計画を作成する時に、区から道路冠水箇所等を提示し、水害対策の検討のための資料としていただくなど、区の支援内容を検討する際、ご意見を参考とさせていただきます。 また、しながわ防災学校において、上記のようなリスクが可視化できるようなカリキュラムの追加を検討してまいります。 <本計画の関連箇所> 第2編 災害予防 第2章 区民と地域の防災力向上 対策6 地区防災計画の作成支援
3	「防災訓練の成果を踏まえた計画への反映内容が分かりづらい」 総則では、区の防災訓練の成果などを踏まえた修正と記載があるが、訓練の実施を踏まえた課題と、計画素案への反映内容の関連性がわからない。また、防災訓練では、計画のどの部分を実地で訓練することで、実際の災害時に対応しようとしているか。防災訓練の訓練項目の設定根拠がわからない。	有	以下に追記 第2編 災害予防 第2章 区民と地域の防災力向上 対策3 防災訓練の充実	今までの訓練の反映としては、第2編第3章対策3に、地域の活動や防災訓練等に幅広い世代(親子・高齢者・障害者等)や事業者が参加しやすい仕組みづくりが必要と記載しております。計画上の防災訓練では、各訓練(区内一斉防災訓練、地区総合防災訓練)で基本的に実施することを定めており、実際の各訓練前においては、前年の訓練成果(アンケート含む。)を踏まえた実施項目について各防災協議会・町会等へ示し、地域の特性に応じた訓練を実施していただいています。
4	「他自治体からの支援体制の整備について」 激甚災害時には、他の自治体からの救援・支援がなければ災害対応はできない。一方で、品川区と交流のある自治体が被災を受けた場合には、品川区側から支援ができるよう出動体制を整えておくことが必要である。計画に他自治体への災害支援計画も盛り込み、具体的な手続きや取り組みを示すべきである。	無	・区市町村間相互の応援協定で手続等の必要事項を定める ・広域応援については都が調整	品川区地域防災計画は、品川区における防災関係機関の取り組みを記載するものです。 また、品川区で大規模な災害が発生した際には、あらかじめ様々な支援を受ける体制を構築しており、その旨を地域防災計画や災害時受援計画に反映しているところで。 区と交流のある自治体とは、区市町村間相互で応援協定を締結しており、協定のなかで、応援内容や手続等の必要な事項を定めています。 なお、災害時の広域応援については、都が広域応援協定を締結している全国知事会や九都県市等と調整を行います。 さらに、大規模災害で被害が広範囲にわたる場合、総務省等により構築された被災市区町村応援職員確保システムにより、被災自治体ごとに支援を担当する自治体が割り振られ、都から支援団体の決定通知がなされます。 <本計画の関連箇所> 第2編 災害予防 第5章 災害対応体制 対策2 関係機関との連携 第2 広域連携体制の構築 第3編 災害応急対策 第1部 震災応急対策 第8章 受援体制 対策1 受入体制

パブリックコメントの結果について

実施期間: 令和5年11月11日～令和5年12月10日

No.	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
		変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
5	「在宅避難体制の充実強化・見直しについて」 東京都の被害想定の見直しを踏まえ、ライフラインの復旧について、上下水道1か月後、ガス6週間後の想定に対応した在宅避難体制(備蓄)の見直しが必要である。また、在宅避難体制の充実強化策について検討をお願いしたい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第3章 安全なまちづくり	自助・共助の前提となる公助の取り組みとして、区では家庭での1週間分の備蓄を推奨しております。国は熊本地震での物資支援の滞留を踏まえ、被災自治体の意向にかかわらず、おおむね発災4日後以降から支援を行うこととしております(プッシュ型支援)。このため、一定の物資が入ってくることと見込んでおりますが、直ちに個々の区民に行き渡るわけではないため、国からの支援が届くまでの1週間分の備蓄をお願いしております。引き続き、自助「自分の命は自分で守る」の啓発を行い、自助が困難な方々への対策強化も同時に図ってまいります。 集合住宅においても共助の考えは重要であり、防災課では防災アドバイザーを派遣を行い、居住者に対して共助の重要性の啓発に努めております。 今後、高層マンションの防災対策ハンドブックを改定する際、上下水道1か月後、ガス6週間後の復旧を想定した場合に必要な備蓄品について、詳細を記載いたします。 また、家具類の移動・転倒防止や家庭内備蓄等の自助の取組の普及・啓発のほか、在宅避難体制の充実強化策について、今後、検討してまいります。
6	①「地域防災計画に係る勉強会の開催について」 計画について、各地域や住民への周知がなされていないので、勉強会を開催し、区民の防災意識を高めて欲しい。	無	地域防災計画に係る勉強会の開催検討	区では、地域防災計画の作成にあたり、各地域の町会長会議等において、計画の概要を説明し、周知を行いました。今後も、区民の防災意識の向上にむけ、区ホームページをはじめとする様々な手段を活用し、計画の周知・啓発を行ってまいります。
	②「ペットの同行避難について」 避難所へペットも一緒に避難できるようにして欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第8章 避難者対策	災害時においてペットと一緒に避難ができるよう、区では避難所連絡会議の場で地域の方々との話し合いを進めております。避難スペースや運営方法、アレルギー等の課題はありますが、避難所運営マニュアルにおいて、全ての避難所でペット同行避難が受け入れられるよう、今後とも避難所連絡会議に働きかける等、体制の整備に努めてまいります。
	③「福祉避難所の設置について」 福祉避難所の設置を急いで欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第8章 避難者対策	区では、避難支援個別計画を策定した個別支援が必要な対象者のため、既に41の福祉施設を福祉避難所として位置付けております。引き続き、施設を運営する法人等と連携を図りながら、移送、受入れ体制の充実を図って行きます。
7	「防災パンフレットに係る説明会の開催について」 改定した計画に基づき作成する防災パンフレットについて、地域ごとに説明会をして欲しい。	無	防災パンフレットに係る説明会の開催検討	区では、地域防災計画を令和6年4月に公表後、あわせて概要版を公表し、計画の内容を区民の皆様に分かりやすくお伝えできるようにしていきます。また、平時からの災害対策として区民の皆様に活用いただいている「しながわ防災ハンドブック」については、令和6年度に全戸配布を予定しているところですが、区民の防災意識のさらなる向上にむけ、しながわ防災学校等での啓発を行うとともに、ホームページ等を活用し、分かりやすい周知に努めてまいります。
8	「精神疾患患者への対応について」 福祉避難所への避難対象者に、精神疾患者を含めてほしい。また、品川区避難支援個別計画書の作成にあたっては、専門的知識のある者が作成するとともに、職員の育成もお願いしたい。	無	避難行動要支援者の該当範囲について検討	区では避難行動要支援者に、精神障害者保健福祉手帳所持者で1級～2級に該当する者とその他支援が必要と区が判断する者が含まれています。今後、福祉避難所の確保状況や運営体制等を鑑みながら、福祉避難所への避難対象者の範囲について、検討していきます。 また、個別避難計画の作成にあたっては専門職が対応しています。職員育成については、しながわ防災学校の福祉関係者向けコースの受講を促す等、知識のレベルアップを図る取り組みを実施しています。

パブリックコメントの結果について

実施期間: 令和5年11月11日～令和5年12月10日

No.	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
		変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
9	①「高層マンション対策について」 高層マンションごとに備蓄や防災対策組織の設置について義務化して欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第3章 安全なまちづくり	地域防災計画素案では、高層マンションを対象として、家庭内備蓄等の自助の取組について普及・啓発していくこと、また、高層マンション内の居住者や地域住民との間の共助の仕組みづくりを推進していくことを記載しています。 義務化は難しいため、高層マンションの防災対策ハンドブックの改定を契機として、引き続き、普及・啓発に努めていきます。
	②「循環備蓄(ローリングストック)について」 ローリングストックのための情報について周知して欲しい。	無	ローリングストックを実施するために必要な情報をホームページ等で周知	区では、区ホームページ「はじめての防災のすすめ」において、ローリングストックとして備蓄品の例を掲載しています。また、令和6年度に各戸配布を予定している「しながわ防災ハンドブック」等も活用し周知啓発してまいります。
	③「避難所での備蓄について」 避難所においてプライバシー確保用品等について、最新のものを備蓄して欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第8章 避難者対策	区では、避難所でのプライバシーの確保を図るため、間仕切りを配備しておりますが、引き続き避難所の生活環境の改善に努めてまいります。
10	「被災自治体からの被災者の受入について」 他の自治体が激甚災害に見舞われた際、提携自治体からの避難者の受入について、計画に記載すべきである。受入施設・スペースは、不動産開発の際、高層建築物の低層階を事業者から供出させることで確保してはどうか。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第3章 安全なまちづくり	区では、様々な自治体と、相互の応援受援協定を締結しております。 神奈川県山北町、山梨県早川町、千葉県大多喜町との災害時における相互援助に関する協定、目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区との相互応援協定では、協定内容の一項目として、被災者の一時受入があり、そのための施設やスペースの確保が必要となります。 区では、事業者等により区内で再開発が実施される際、災害時拠点強靱化緊急促進事業を活用しながら、その施設や敷地内に避難者を受け入れることができるスペース、水・食料等の備蓄倉庫、マンホールトイレ等を設置する等の協力を求め、防災機能の整備が図られるよう努めることを計画に記載しています。
11	①「公助による防災対策について」 住宅建替え・不燃化事業を区の全地域に拡大し支援を行うこと。また、家具転倒防止器具の取付けに係る高齢者支援を全世代まで拡大することや初期消火の体制の確立などを行って欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第3章 安全なまちづくり	区では、特に老朽建築物が多く密集するなど地域危険度が高く、不燃領域率(市街地の燃えにくさを表す指標)が低い地区を不燃化特区として位置づけ、都の不燃化特区支援制度を活用し老朽建築物の除却や建て替え等への助成支援を行い、重点的・集中的に地区の不燃化を推進しています。まずは不燃化特区において、目標である不燃領域率70%を目指し、着実に取り組んでまいります。また、高齢者世帯等に対する家具転倒防止器具取付け事業とともに、初期消火体制の強化に努めています。いただいたご意見を参考にしながら、引き続き、区の防災対策を推進していきます。
	②「ライフライン対策について」 都と連携しながらインフラ整備を進めて欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン	引き続き、都や関係機関と連携しながら、水道、下水道、電気、ガス、通信に係るライフライン対策を推進していきます。
	③「防災区民組織の育成・強化や防災広場の整備について」 防災力を高める上で、希薄になっている地域コミュニティの形成に区と地域が連携して取り組むことが必要である。また、町会により、防災資器材の配備状況、防災広場の整備状況に差があるため、早急に整備をして欲しい。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第2章 区民と地域の防災力向上 第3章 安全なまちづくり	区では、引き続き、地域コミュニティ活動を支援しながら、防災区民組織の育成・強化を図っていきます。なお、必要な防災資器材については、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき、助成金等の交付や貸与により、整備を進めています。 防災広場について、区ではその拡充を図るとともに、公園等にも地域の意見を聞きながら可能な限り防災設備を設けています。今後も、まちづくりに関する各種事業、制度を活用し、防災上有効な広場の整備を進めていきます。
	④「品川区避難支援個別計画書の実効性について」 要配慮者について個別計画書が作成されているが、要配慮者宅の耐震性、避難先となる福祉避難所の機能確保など検討が必要である。	無	以下に記載済み 第2編 災害予防 第3章 安全なまちづくり 第8章 避難者対策	区では、品川区避難支援個別計画書の作成とともに、平常時からの支援体制づくりや福祉避難所の確保に努めています。また、高齢者世帯等に対する耐震シェルターなどの設置支援、高齢者世帯等に対する家具転倒防止器具取付け事業をあわせて実施しているところです。 引き続き、個別計画書の実効性を高めるため、関係各課と連携しながら、対策を推進していきます。

パブリックコメントの結果について

実施期間: 令和5年11月11日～令和5年12月10日

No.	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
		変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
12	「応援側の非被災自治体における支援体制の整備について」 災害時、被災自治体で受援体制を計画していても、計画が機能しないと思われる。応援側の非被災自治体が、迅速で継続的な応援、支援チームの編成、派遣を計画しておく必要がある。また、地域防災計画に訓練も含めて記載し、協力体制を築いておく必要がある。	無	区市町村間相互の応援協定で手続等の必要事項を定める 応援計画の策定について検討	区と交流のある自治体とは、区市町村間相互で応援協定を締結しており、協定のなかで、応援内容や手続等の必要な事項を定めています。 なお、品川区災害時受援計画に加え、応援計画の策定や、応援協力を締結している区市町村との訓練の実施については、今後、検討していきます。
13	「計画が全体的に読みづらい」 分かりやすい計画構成に変更をお願いしたい。	有	計画全体をとおして、「基本的な考え方」や「対策の要点」等を追記	本計画を初めて読む方にとっても分かりやすい内容となるよう、計画全体をとおして、「基本的な考え方」や「対策の要点」等を追記しました。 また、計画の要点をまとめた概要版も作成しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。 今後も、分かりやすく、実効性のある計画作成に努めてまいります。